

男鹿市条例第14号

男鹿市漁港管理条例の一部を改正する条例

男鹿市漁港管理条例（平成17年男鹿市条例第156号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>若しくは占用の許可を受けた者又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）</u>から、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、市が管理する漁港（以下「漁港」という。）の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第14条 市長は、漁港の区域内の水域（市以外の者がその権原に基づき管理する水域を除く。）及び公共空地について法第39条第1項の規定による採取<u>又は占用の許可を受けた者</u>から、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料（以下「土砂採取料等」という。）を徴収する。</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。</p> | |

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。